

2003年4月実施{各市町村介護保険料の「徴収猶予」「減免」}条項等の調査結果について

熊本県労働者福祉協議会

2004年1月現在

熊本県労働者福祉協議会は、2002年度の取り組みとして、2003年4月1日の各市町村で実施される介護保険料の見直しの時期を捉え、生活保護基準ギリギリでがんばっている第一号被保険者の介護保険料の減免条項の制定、及び利用にあたっての割負担の軽減を中心に、各地区労福協をつうじ、各市町村に対し要請行動を行いました。取り組みに濃淡はあったものの、この介護保険の取り組みが、今後ますます高齢社会を迎える中で重要性は増すものと考えます。

今回この取り組みの結果について、県内各地区労福協の協力を得、各市町村介護保険条例及び施行規則、減免基準にかかわる条例などを入手し、整理しましたので、ここに報告いたします。

1. 各市町村介護保険料の2000年度と2003年度比較表

ページ1～ページ4

2. 各市町村介護保険料の負担額市町村対比表

ページ5～ページ7

3. 各市町村介護保険料の減免条項の制定状況、施行規則の有無、減免条項の有無一覧表

ページ8～ページ11

4. 減免状況を制定している市町の減免条項の条例文

ページ12～ページ23

所見(事務局私見)

1. 県内90市町村中、減免条項・減免基準が条例などで制定されている市町村は、16市町村であり、生活保護基準ギリギリの第2段階の介護保険料を第1段階で徴収しているのが大半である。

2. 水俣市だけは、第1段階の老齢年金受給者を更に2分の1に(基準額の0.25)減額している。

3. 条例、施行規則に減免条項はあるものの、基準が明確になっていない市町村が、減免条項が制定されている16市町村中7市町村あり、行政の怠慢が指摘される。

4. また、介護保険条例施行規則を制定していない市町村(90市町村すべての調査は出来ていない)がかなりあり、この面からも行政の怠慢が指摘される。

5. 更に、減免条項の運営はかなりシビアに行われており、申請したとしてもかなりの申請者が却下されている状況にある。こうしたことを考えると、介護保険料の負担のあり方について制度の問題として、検討が必要といえる。

県内圏域別各市町村の介護保険料基準額・減免条項など 調査結果一覧表（県内90市町村分）

熊本県労福協

2004.1.28現在

注1. 条例は介護保険条例をいい、条例に市町村独自の減免条項がある場合、ない場合
×で表示

注2. 規則は介護保険条例施行規則をいい、施行規則の中で減免基準を定めている場合、
施行規則自体を定めていない場合は×で表示。

注3. 減免は、減免基準に関する独自の細則を定めているところは、条例、又は規則に
減免条項はあるものの細則の定めがない場合は×で表示。

【荒尾玉名】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
荒尾市	52,800	4,400	1,467	×		
玉名市	50,160	4,180	1,050			×
天水町	40,800	3,400	440	×		
玉東町	53,880	4,490	1,140	×		
横島町	43,200	3,600	600	×		
岱明町	46,320	3,860	860	×		
長洲町	39,600	3,300	400	×		
菊水町	58,800	4,900	1,600	×	×	
三加和町	46,800	3,900	1,300	×		
南関町	38,400	3,200	0	×		

【鹿本】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
山鹿市	42,240	3,520	920			×
菊鹿町	36,000	3,000	300	×	×	
鹿本町	36,400	3,033	166		×	×
鹿北町	42,000	3,500	700	×	×	
植木町	43,600	3,633	566		×	
鹿央町	38,880	3,240	260	×	×	

【菊池】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
菊池市	45,300	3,775	775			
菊陽町	40,800	3,400	400			×
大津町	43,800	3,650	890			
合志町	43,200	3,600	700			×
西合志町	44,400	3,700	800			
七城町	39,600	3,300	400	×		
泗水町	40,800	3,400	400		×	×
旭志村	38,400	3,200	300	×	×	

【阿蘇】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
南小国町	35,100	2,925	200	×		
阿蘇町	42,360	3,530	680			
一の宮町	42,600	3,550	608	×		
小国町	36,700	3,058	425		×	
蘇陽町	43,200	3,600	500	×		
高森町	40,800	3,400	600	×		
産山村	43,200	3,600	558	×		
波野村	38,100	3,175	575	×		
白水村	43,200	3,600	700	×		
久木野村	47,800	3,983	1,000	×		
長陽村	48,500	4,042	1,300	×		
西原村	37,920	3,160	160	×		

【上益城】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
矢部町	47,760	3,980	600	×		
益城町	48,000	4,000	908	×		
嘉島町	40,800	3,400	270	×		
御船町	44,800	3,733	533	×		
甲佐町	44,880	3,740	450	×		
清和村	42,960	3,580	60	×		

【熊本】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
熊本市	48,000	4,000	750			

【宇城】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
宇土市	42,900	3,575	583			
富含町	48,000	4,000	1,000	×		
松橋町	47,700	3,975	1,175	×		
豊野町	43,200	3,600	600	×		
小川町	42,000	3,500	900	×		
砥用町	57,000	4,750	1,524	×		
城南町	45,600	3,800	760	×		
中央町	54,000	4,500	1,500	×	×	
三角町	52,000	4,333	1,533	×		
不知火町	40,000	3,333	633	×		

【天草】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
本渡市	39,600	3,300	408			
牛深市	37,200	3,100	100	×		
五和町	46,700	3,892	634	×		
大矢野町	43,200	3,600	644	×		
松島町	44,724	3,727	677	×		
有明町	46,500	3,875	783	×		
姫戸町	44,500	3,708	675	×		
龍ヶ岳町	45,000	3,750	375	×		
御所浦町	41,400	3,450	550	×		
倉岳町	37,400	3,117	0	×		
栖本町	38,200	3,183	316	×		
新和町	47,500	3,958	916	×		
天草町	42,600	3,550	325	×		
河浦町	46,560	3,880	730	×		
苓北町	39,600	3,300	300	×		

【八代】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
八代市	45,000	3,750	500	×		
千丁町	41,900	3,492	584	×		
鏡町	48,700	4,058	1,025	×		
竜北町	45,600	3,800	583	×		
宮原町	45,400	3,783	100	×		
東陽村	45,000	3,750	533	×		
坂本村	39,500	3,292	409	×		
泉村	37,100	3,092	734	×		

【芦北水俣】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
水俣市	42,900	3,575	483			
芦北町	42,600	3,550	617			×
田浦町	57,000	4,750	1,933	×	×	
津奈木町	47,400	3,950	1,042	×		

【人吉球磨】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
人吉市	45,500	3,792	784	×		
錦町	43,200	3,600	700	×		
多良木町	46,800	3,900	1,100	×		
湯前町	40,800	3,400	600	×		
水上村	37,200	3,100	360	×		
相良村	52,800	4,400	600	×		
五木村	34,440	2,870	415	×		
山江村	54,000	4,500	1,400	×		
球磨村	52,800	4,400	1,100	×	×	
あさぎり	45,720	3,810	4月1日発足	×		

月額 は 年額を12ヶ月で割った額
 あさぎり町の旧町村の増減額は、上村510円、免田町810円、岡原村1,410円、
 須恵村1,410円、深田村1,090円

＜県内各市町村の介護保険料「徴収猶予」条項及び「減免」条項調査結果（県内90市町村）＞

熊本県労福協

2004.1.28現在

一．各市町村別介護保険料「減免」条項の規定等の調査概要

1. 介護保険条例に市町村独自の減免条項の規定のある市町村
＜荒尾玉名＞玉名市、＜鹿本＞山鹿市、鹿本町、植木町、＜菊池＞菊池市、菊陽町、大津町、合志町、西合志町、泗水町、＜阿蘇＞阿蘇町、小国町、＜宇城＞宇土市、＜天草＞本渡市、＜芦北水俣＞水俣市、芦北町
2. 市町村独自の減免条項があり、施行規則、減免基準などの規定のある市町村
植木町、菊池市、大津町、西合志町、阿蘇町、小国町、宇土市、本渡市、水俣市、
3. 市町村独自の減免条項があるものの、施行規則、減免基準などの規程がない市町村
玉名市、山鹿市、鹿本町、泗水町、合志町、菊陽町、芦北町、
4. 介護保険条例に市町村独自の減免条項の規定のない市町村
＜荒尾玉名＞荒尾市、天水町、玉東町、岱明町、長洲町、菊水町、三加和町、南関町、横島町、＜鹿本＞菊鹿町、鹿北町、鹿央町、＜菊池＞七城町、南小国町、一の宮町、蘇陽町、高森町、産山村、波野村、白水村、久木野村、長陽村、西原村、旭志村、＜上益城＞矢部町、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、清和村、＜宇城＞富合町、松橋町、豊野町、小川町、砥用町、城南町、三角町、不知火町、中央町、＜天草＞牛深市、五和町、大矢野町、松島町、有明町、姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、天草町、河浦町、苓北町、＜八代＞八代市、千丁町、鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、坂本村、泉村、＜芦北水俣＞津奈木町、田浦町、＜人吉球磨＞人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良町、五木村、山江村、あさぎり町、球磨村、

二．＜令第38条 保険料率の算定に関する基準＞

令第38条 保険料率の算定に関する基準

各年度における保険料率に係わる法第129条第二項に規定する制令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第1号被保険者の見込み数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一、次のいずれかに該当する者 4分の2

イ、老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ並びに次条第一項第一号イ及び第二号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ、被保護者

ハ、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係わる部分を除く）、次号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当する者を除く）

二、次のいずれかに該当する者 4分の3

イ、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者

ロ、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係わる部分を除く次号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当する者を除く）

三、次のいずれかに該当する者 4分の4

イ、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課税されていない者であり、かつ、前二号のいずれにも該当しないもの

ロ、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係わる部分を除く）又は次号ロに該当する者を除く。）

四、次のいずれかに該当する者 4分の5

イ、地方税法第292条第一項第十三号に規定する合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ、要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係わる部分を除く）に該当する者を除く）

五、前各号のいずれにも該当しない者 4分の6

付則第143条 平成12年度から平成14年度までの令第38条第6項の基準所得金額額は、250万円とする。

三．＜介護保険料徴収基準＞

第1段階	老齢年金受給者・生活保護受給者	・・・	基準額×0.50
第2段階	市町村民税世帯非課税	・・・	基準額×0.75
第3段階	市町村民税本人非課税 = 所得125万円以下	・・・	基準額×1.00
第4段階	市町村民税本人課税 = 所得200万円以下	・・・	基準額×1.25
第5段階	市町村民税本人課税 = 所得200万円以上	・・・	基準額×1.50

四．＜介護保険条例、保険料の「徴収猶予」条項＞

第 条 市町村長は、つぎの各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間に限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害をうけたこと。
- (2) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な損害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業に著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他市長村長が特に必要と認めるとき。（例文）

五．＜介護保険条例、保険料の「減免」条項＞

第 条 市町村長は、つぎの各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害をうけたこと。
- (2) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な損害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業に著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

- (4) 第1号被保険者の又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他特に市町村長が必要と認めるとき。(例文)

六. 市町村独自の介護保険条例の徴収猶予条項、減免条項の条文

<玉名市>

保険料の減免

第9条 (5) その他特に市長が必要と認めるとき

<山鹿市>

保険料の減免

第11条 (5) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があること。

<鹿本郡鹿本町>

保険料の減免

第14条 (2) その他特別の事情を有する者。

<鹿本郡植木町>

保険料の減免

第14条 (5) その他特別な事情があるものとして特に定めるものに該当すること。

<菊池市>

保険料の減免

第15条 (5) 前各号に定める場合のほか特に市長が必要と認める場合

2 前項の規定による保険料の減免について必要な事項は、規則で定める。

<菊池郡菊陽町>

保険料の減免

第11条 (5) その他特別な理由があるものとして特に町長が認める者。

<菊池郡大津町>

保険料の減免

第9条 (5) 令第38条第1項第1号及び第2号に掲げる者で生活に困窮していること。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者を除く。

<菊池郡合志町>

保険料の減免

第11条 (5) その他町長が認める者

<菊池郡西合志町>

保険料の減免

第11条 (5) 令第38条第1項第1号及び第2号に掲げる者。ただし、保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者と生活を共にする者、又その者の扶養を受けている者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者を除く。

<菊池郡泗水町>

保険料の減免

第9条 (5) 令第38条第1項第1号及び第2号に掲げる者で生活に困窮していること。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者を除く。

<阿蘇郡阿蘇町>

保険料の徴収猶予・減免

第16条 (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

<阿蘇郡小国町>

保険料の減免

第12条 (4) その他特別な事情により町長が軽減若しくは免除することが適当と認められるもの。

第12条の四 この条例の軽減若しくは免除に関する必要な事項は、町長が規則で定める。

<熊本市>

保険料の減免

第13条 (5) その他規則で定める場合

<宇土市>

保険料の徴収猶予

第7条 (5) その他前4号に類する特別な理由があると市長が認めたとき。

保険料の減免

第8条 市長は、前条各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認められるものに対し納付義務者の申請によって、保険料を減免することができる。

<本渡市>

保険料の減免

第14条 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

<水俣市>

保険料の減免

第9条 (5) 令第38条第1項第1号に掲げる者

<葦北郡芦北町>

保険料の減免

第11条 (5) その他特別な事情があると町長が認める場合

七. 介護保険料「減免」条項があり、施行規則で減免基準を明示している市町村

<菊池郡西合志町>

西合志町介護保険条例施行規則

保険料の減免基準

第5条 (4) 条例第11条第1項第5号に該当する者については、別表4により減免する。

別表第4 (第5条関係)

第1段階の減免該当者	第2段階の減免該当者	
保険料額の2分の1を減額(基準額×0.25相当額まで軽減)	世帯員の年間収入金額の合計額	減免額
	単身世帯・2人世帯 60万円 世帯員が3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯人員-2)	保険料額の3分の2を減額(基準額×0.25相当額まで軽減)
	上記以外のもの 単身世帯・2人世帯 120万円 世帯員が3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯人員-2)	保険料額の3分の1を減額(基準額×0.50相当額まで軽減)

<本渡市>

本渡市介護保険条例施行規則

保険料の減免

第3条 2 条例第14条第5号の規定による保険料の減免は、条例第3条第2号に該当する者であって、次のいずれにも該当するものに対して行うものとし、そのものの当該年度分の保険料の額は、本渡市介護保険条例の一部を改正する条例に

よる改正前の条例第3条第2号に規定する保険料の額とする。ただし、次項に規定する申請書を提出した日前までに納付があった保険料については、この限りではない。

- (1) 第1号被保険者の属する世帯の実収入見込月額が(その世帯の総収入額とし、収入が確実に推計できない場合であっては前3月間の平均収入月額)が別表第5により算定減免基準収入金額に満たないもの
 - (2) 保険料の賦課期日(第1号被保険者が当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあつては、当該第1号被保険者が当該資格を取得した日)現在において、第1号被保険者の属する世帯の世帯員全員が市町村民税非課税であり、かつ、市町村民税納税者の扶養を受けていないもの
 - (3) 居住用財産を除く資産に係る固定資産税が免税点に満たないもの
 - (4) 資産等を活用してもなお生活が困窮していると認められるもの
- 別表5(第3条関係)

世帯員数	減免基準収入金額(月額)	
	家賃がある場合	家賃がない場合
1人	90,000円	60,000円
2人	120,000円	90,000円
3人	150,000円	120,000円
4人	180,000円	150,000円
5人	210,000円	180,000円
6人以上	世帯員の数が5人の場合の減免基準収入金額に、世帯員が1人増すごとにそれぞれ8万円を加算した額	

<水俣市>

水俣市介護保険条例施行規則

介護保険料の減免基準

第5条 (4) 条例第9条第1項第5号に規定する当該年度において、次のとおり減免する。(ただし、生活保護法の規定に基づく被保護者を除く)

区	分	減免の割合
介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者		2分の1

<葦北郡芦北町>

芦北町介護保険条例施行規則

介護保険料の減免基準

第5条 (4) 条例第11条第1項第5号に規定する当該年度において、別表第4により減免し、又は免除する。

別表第4(第5条関係)

事	由	免除又は減免の割合
町長が認める特別の事情		町長が必要と認める割合

八. 介護保険料「減免」条項があり、施行規則以外に減免基準がある市町村

<鹿本郡植木町>

植木町介護保険料減免要綱

生活困窮による減免

第6条 第1号被保険者の保険料の所得段階基準が第2段階であつて、次の各号のいずれにも該当し、かつ、保険料の納付が困難と認められる場合は、条例第4条第2号に規定する額から条例第4条第1号に規定する額を減じて得た額を減額することができる。

(1) 高齢者(65歳以上の第1号被保険者をいう。以下同じ。)世帯、高齢者が障害者又は就学中の児童及び生徒(中学生まで)を扶養している世帯。

(2) 世帯の前年の収入(年金給付、給与収入、事業収入及び仕送り等)の合計が次

の表に基づき算定した額（以下「基準額」という）以下の収入額であること。ただし、医療保険料、介護・医療利用者負担金及び家賃の支出があったときは当該支出額を基準額に加算した額以下であること。

イ 高齢者世帯	高齢者数	1人	2人	3人	4人
	基準額（前年中の収入）	950,000円	1,530,000円	2,110,000円	2,690,000円
ロ 高齢者が障害者を扶養している世帯	高齢者数 基準額	1人	2人	3人	4人
	障害者1人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	1,660,000円	2,240,000円	2,810,000円	3,350,000円
	障害者2人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	2,370,000円	2,940,000円	3,480,000円	4,010,000円
	障害者3人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	3,064,000円	3,600,000円	4,140,000円	4,670,000円
ハ 高齢者が小・中学生を扶養している世帯	高齢者数 基準額	1人	2人	3人	4人
	小・中学生1人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	1,450,000円	2,030,000円	2,600,000円	3,140,000円
	小・中学生2人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	1,940,000円	2,520,000円	3,050,000円	3,590,000円
	小・中学生3人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	2,430,000円	2,970,000円	3,500,000円	4,040,000円
ニ その他	（イ）前年中、国民健康保険料等の医療保険、介護・医療利用者負担金、家賃の支出があった時は上記の該当する基準額に加算する				

- （3）町民税課税者に扶養されていないこと（同居、別居を問わない。）。
- （4）町民税課税者と生計を共にしていないこと（別世帯であっても、居住の形態から見て町民税が課税されている子等と生計が同一である場合は、対象外とする。）。
- （5）町民税を課税されているものが被保険者となっている健康保険などの医療保険において、被扶養者となっていないこと（同居、別居を問わない。）。
- （6）第1号被保険者及びその世帯に属する者の預貯金等の合計額が、次の表に基づき算定した額を超えないこと。

イ 高齢者世帯	高齢者数	1人	2人	3人	4人
	預貯金等の額	480,000円	770,000円	1,060,000円	1,350,000円
ロ 高齢者が障害者を扶養している世帯	高齢者数 基準額	1人	2人	3人	4人
	障害者1人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	830,000円	1,120,000円	1,410,000円	1,680,000円
	障害者2人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	1,190,000円	1,470,000円	1,740,000円	2,010,000円
	障害者3人を扶養している場合基準額（前年中の収入）	1,540,000円	1,800,000円	2,070,000円	2,340,000円

八 高齢者が 小・中学生 を扶養して いる世帯	高齢者数 基準額	1人	2人	3人	4人
	小・中学生1人を扶養している 場合基準額(前年中の収入)	730,000円	1,020,000円	1,300,000円	1,570,000円
	小・中学生2人を扶養している 場合基準額(前年中の収入)	970,000円	1,260,000円	1,530,000円	1,800,000円
	小・中学生3人を扶養している 場合基準額(前年中の収入)	1,220,000円	1,490,000円	1,750,000円	2,020,000円
二 その他	(イ)前年中、国民健康保険料等の医療保険、介護・医療利用者負担金、家賃の支出があった時は上記の該当する基準額に加算する				

(7)減免申請時において、保険料の滞納がないこと。ただし、納付相談に応じて、定期的に分納している者については、この限りでない。

< 菊池市 >

菊池市介護保険料の減免に関する規則

減免の要件、基準及び割合

第3条 (5) 納付義務者の属する世帯の生活が特に困難であると市長が認めるとき
別表第3 (第3条関係)

		基準生活費に対する平均収入額の割合					
		100分の 110未満	100分の 110以上 110分の 120未満	100分の 120以上 100分の 130未満	100分の 130以上 100分の 140未満	100分の 140以上 100分の 150未満	
保険料の基本減免率		100分の 100	100分の 80	100分の 60	100分の 40	100分の 20	
考慮 項目	1 預貯 金保有に 応じて基 本減免率 を減じる 割合	不足生活費12箇月分及び基準 生活費12箇月分以上の預貯金 を保有しているとき。	100分の 100	100分の 80	100分の 60	100分の 40	100分の 20
	不足生活費12箇月分及び基準 生活費9箇月分以上12箇月分 未満の預貯金を保有している とき。	100分の 80	100分の 60	100分の 40	100分の 20	100分の 0	
	不足生活費12箇月分及び基準 生活費6箇月分以上9箇月分未 満の預貯金を保有している とき。	100分の 60	100分の 40	100分の 20	100分の 0	100分の 0	
	不足生活費12箇月分及び基準 生活費3箇月分以上6箇月分未 満の預貯金を保有している とき。	100分の 40	100分の 20	100分の 0	100分の 0	100分の 0	
	不足生活費12箇月分及び基準 生活費3箇月分未満の預貯金を 保有しているとき。	100分の 20	100分の 0	100分の 0	100分の 0	100分の 0	

	不足生活費 1 2 箇月分未滿の預貯金を保有しているとき。	100分の0	100分の0	100分の0	100分の0	100分の0
2 居住用土地保有に応じて基本減免率を減じる	本人又は同居家族が保有しているとき。	100分の30				
	親族が保有しているとき。	100分の20				
	本人、同居家族又は親族のいずれもが保有していないとき	100分の0				
3 居住用家屋保有に応じて基本減免率を減ずる場合	本人又は同居家族が保有しているとき。	100分の20				
	親族が保有しているとき。	100分の10				
	本人、同居家族又は親族のいずれもが保有していないとき	100分の0				
4 高額家賃住宅居住に応じて基本減免率を減じる割合	家賃が生活保護基準の1.3倍以上1.5倍未滿であるとき	100分の40				
	家賃が生活保護基準の1.1倍以上1.3倍未滿であるとき	100分の20				
	家賃が生活保護基準の1.1倍未滿であるとき	100分の0				
5 生命保険加入に応じて基本減免率を減ずる場合	生命保険料が介護保険料より高いとき	100分の20				
	生命保険料が介護保険料より低いとき	100分の10				
	生命保険に加入していないとき	100分の0				
6 自動車を保有している場合において、その用途に応じて基本減免率を減ずる割合	主としてレジャーその他の理由で自動車を使用しているとき	100分の20				
	主として代替制の交通手段のある通勤・通院のために使用しているとき	100分の10				
	主として自営のため使用しているとき又は代替制のない通勤・通院に使用しているとき	100分の0				

1. 「基準生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づいて算出した月額をいう。

2. 「平均収入額」とは、第5条第1項に規定する介護保険料減額・免除申請書の提出があった日の属する月の前3箇月間における収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7（収入の認定）に規定する収入の額をいう）の平均額をいう。

3. 「不足生活費」とは、基準生活費から平均収入額を減じて得た額をいう。

4. 本表における減免率は、基準生活費に対する平均収入額の割合に該当する保険料の基本減免率から考慮項目の各項目に該当する率を減じた率とする。

< 菊池郡大津町 >

大津町介護保険料減免取扱要綱

生活保護を受けない要保護者の減免

第8条 条例第9条第1項第5号に該当する者で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって生活保護を受けていないため、特に生活が困難であるものについては次の表の区分に応じ介護保険料を減免することができる。

減免基準額に対する収入額の割合(%)	減免率	第3段階に対する割合
90以上100未満	第1段階の3割引	0.35
80以上90未満	第1段階の5割引	0.25
80未満	第1段階の7割引	0.15

1. 「減免基準額」とは生活保護法による保護の基準別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準、別表第4医療扶助基準及び別表第5介護扶助基準に基づいて算出された月額合計額に1.2を乗じた額をいう。

2. 「収入額」とは当該年中の各月の収入月額(生活保護法による保護の実施要領について第7(収入の認定)に規定する収入の額をいう)の合計額(年額)をいう。

3. 「第1段階」は介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる標準割合(4分の2)をいう。同じく「第3段階」とは、同令同条同項第3号に掲げる標準割合(4分の4)をいう。

第16条 この要綱に定めるもののほか、介護保険料の減免について必要な事項は、別に定める。

減免要綱第8条の事務処理基準(要綱第16条により、別に定めた基準)

番号	項目名	事務処理基準
1	資産について	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に生活保護基準に準じるため、資産形成は原則認められない。 ・自動車は原則認められない。 ・預貯金は、被保険者一人につき120万円以下ならば認められる。 ・居住用の持ち家(自己所有マンションを含む)は、通常的生活を営むのに必要な程度のものであれば認められる。 ・居住用以外の資産(貸家、貸地、田畑等)を所有している場合は、原則認められない。但し、事故消費用の農作物をつくる程度の田畑については認められる。
2	基準額について	<ul style="list-style-type: none"> ・生保基準に準じるが、1.2を乗じて年額を算定する。 ・借家(アパート)は家賃が月額4万円未満を加算の条件として26,200円を限度に加算する。 ・4万円以上ならば、基準額に26,200円を加算しない。 ・家賃の額については、家賃証明書等で確認する。
3	収入額について	<ul style="list-style-type: none"> ・生保基準に準じるが、当該年中の各月の収入月額の合計見込額(年額)で算定する。 ・仕送り、援助の有無及び金額を把握する。 ・扶養義務者がいるにもかかわらず、仕送り等がない場合は、その理由も聞き取ること。 ・金額については、年金等決定通知書等により確認する。
4	世帯について	<ul style="list-style-type: none"> ・住基の世帯に合わせる。
5	確認の調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・面談による口頭確認を行うが、単に被保険者からの申し出だけによる判断をせず、客観的な事実と現況を確認する。 ・確認に当たっては、調査同意書の提出を受け、特に被保険者が過去3年の間に住民税を課税されたことがある場合には、関係機関への預貯金調査を行うものとする。また、訪問調査等についても必要に応じて実施する。
6	処理期限について	<ul style="list-style-type: none"> ・30日間

< 阿蘇郡阿蘇町 >

阿蘇町介護保険料の減免に関する規則（平成15年4月1日規則第6号）

特別な理由

第3条 前条第5号に規定する特別な理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1号被保険者が、介護保険法第63条の規定により保険給付の制限を受けるとき。

介護保険法第63条 保険給付の制限

監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。

- (2) 第1号被保険者が条例第8条第2号（2段階）に該当し、かつ、別表1に定めるすべての要件に該当するとき。

別表1（第3条関係）

番号	要件
1	介護保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課税される者と生計を共にしていない者
2	第1号被保険者と家族（以下当該世帯という）に前年の所得がない。もしくは今年1年間の見込みがない
3	世帯の年間収入金額が120万円以下であり（世帯3人以上の場合は1人当たり35万円加算）、かつ、第1号被保険者の前年度収入額が老齢福祉年金相当額の42万円以下の者
4	資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること

減免の基準など

第4条 介護保険料の減免の基準、割合、期間、及び申請期限は、別表2によるものとする。

別表2（第4条関係）

介護保険料減免基準区分	減免の基準	減免の割合	減免の期間
第3条第1号に規定する特別な理由があると認められる者	第1号被保険者が、介護保険法第63条の規定により保険給付の制限を受けるとき。	その事実が発生した日の属する月から、その適用を受ける期間に係る介護保険料を全額免除する	当該事由の発生した日の属する月からその事由が消滅した日の属する月の前月までとする。ただし保険給付制限が一月を越える場合に限る
第3条第2号に規定する特別な理由があると認められる者	第1号被保険者が条例第8条の2号に該当しかつ、生活困窮者と認められるとき	申請のあった日の属する月から当該年度末までの期間に係る介護保険料の1/3に相当する額を免除する(1/6納付)	申請のあった月から当該年度末までとする。

< 阿蘇郡小国町 >

小国町介護保険料軽減措置実施要項

対象者

第2条 小国町介護保険条例第12条第4項で定める特別な事情はつぎに掲げるものとする。

- (1) 第1号被保険者が介護保険条例第3条第1項第2号に該当しかつ次のすべ

てに該当するものであること。

ア．本人の年間収入が当該年度に支給される老齢福祉年金の年間支給総額以下であること。

イ．市区町村民税課税者に扶養されていないこと。

ウ．市区町村民税課税者と生計を共にしていないこと。

エ．資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にあること。

軽減措置の内容

第3条 第2段階の保険料（基準額×0.75）を第1段階（基準額×0.5）に軽減

<熊本市>

熊本市介護保険法等の施行に関する規則

減免の基準等

第13条 条例第13条の規定による保険料の減免は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める基準により行うものとする。

2 条例第13条第1項第5号に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、各号の定めるところにより、保険料の減免を行うものとする。

(1) 第1号被保険者が監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合当該拘禁の期間に係る保険料全額の免除。

(2) 第1号被保険者が条例第3条第1項第2号に該当する場合であって、生活保護法の保護基準を参酌して市長が生活に困窮していると認める場合
条例第3条第1項第1号に定める額に相当する額に減額

熊本市介護保険料減免取扱要綱

対象者

第2条 2. 規則第13条2項第2号に規定する「市町が生活に困窮していると認める者」は、次の各号のいずれにも該当する第1号被保険者とする。

(1) 保険料の所得段階区分が第2段階（条例第3条第1項第2号に掲げる区分）であること。

(2) 世帯（同一の住居に居住し、生計を一にしている者は同一世帯とする）の申請年の年間収入見込み額（給与、年金、事業所得等を含むすべての収入）が別表1にもとづき算定した額（以下「基準額」という）の範囲内であること。

(3) 市民税を課税されている者の所得税又は個人市町村民税の扶養控除において、扶養親族となっていないこと。

(4) 市民税を課税されている者が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、被扶養者となっていないこと。

(5) 第1号被保険者及びその世帯に属する者の預貯金、国債、地方債等の元本の合計額が、基準額の2倍以下の額であり、かつ300万円を超えないこと。

(6) 第1号被保険者及びその世帯に属する者が、居住用以外に処分可能な土地及び家屋を有していないこと。

(7) 減免申請時点において、介護保険料の滞納がないこと。但し、保険料収納課において納付相談のうえ、納付誓約書の提出がある場合は、この限りでない。

年間収入の算定方法

第3条 前条第2項第2号の世帯の年間収入額は、次に掲げる区分によりそれぞれ算定し、それらを合算するものとする。

(1) 給与（給与所得控除後の額）及び年金の収入額

(2) 事業所得、不動産所得等の所得金額（必要経費を控除した額）

(3) 前各号に掲げる以外の収入金額

2. 前条第2項第2号の世帯の年間収入額の算定にあたっては、次の各号に掲げるもののうち当該第1号被保険者の居住用の土地及び家屋に係る部分を控除するものとする。

(1) 地代及び家賃

(2) 固定資産税

介護保険料減免基準額 別表1

【第1類】		【第2類】			
年齢区分	基準額	基準額	在宅者	基準額	基準額

	(月額)	(年額)	人 員	(月額)	(年額)
0 歳	13,650	163,800	1	39,600	475,200
1 ~ 2 歳	19,870	238,440	2	43,830	525,960
3 ~ 5 歳	24,570	294,840	3	48,590	583,080
6 ~ 8 歳	29,200	350,400	4	52,870	634,440
9 ~ 11 歳	33,230	398,760	5	53,270	639,240
12 ~ 14 歳	40,130	481,560	6	53,670	644,040
15 ~ 17 歳	43,130	517,560	7	54,070	648,840
18 ~ 19 歳	38,300	459,600	8	54,470	653,640
20 ~ 40 歳	36,450	437,400	9	54,870	658,440
41 ~ 59 歳	34,820	417,840	10	55,270	663,240
60 ~ 69 歳	32,910	394,920	11	55,670	668,040
70 歳以上	29,480	353,760	12	56,070	672,840

<宇土市>

宇土市介護保険料減免基準に関する規則

条例第 7 条第 5 号で認める要件

第 4 条 条例第 7 条第 5 号に規定する特別な理由とは、貧困その他の理由により生活が著しく困窮（以下生活困窮という）していることとする。

生活困窮による減額

第 5 条 前条の規定により、第 1 号被保険者の世帯に係る申請日の属する月の収入見込額及び前 3 月間の収入額（生活保護法による保護の実施要領についての平均収入額が、基準生活費）に満たない場合であって、次に掲げる要件をすべて満たしたときは、条例第 2 条第 1 号の介護保険料を適用することができる。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 2 号イに規定する者であること。
- (2) 第 1 号被保険者及びその属する世帯全員に、前年の所得がないこと。
- (3) 市町村民税納税者と生計をともにしていないこと。
- (4) 第 1 号被保険者及びその属する世帯全員の現金、預貯金又は有価証券等の保有総額が基準生活費の 3 月分未満であること。
- (5) 資産等を活用してもなお生活が困窮していると認められる者であること。

< 熊本県内圏域別各市町村の介護保険料基準額・条例入手状況等 >

熊本県労福協

2004.1.22現在

- 第1段階 老齢年金受給者・生活保護受給者・・・基準額×0.50
 第2段階 市町村民税世帯非課税・・・基準額×0.75
 第3段階 市町村民税本人非課税 = 所得125万円以下・・・基準額×1.00
 第4段階 市町村民税本人課税 = 所得200万円以下・・・基準額×1.25
 第5段階 市町村民税本人課税 = 所得200万円以上・・・基準額×1.50

注1. 条例は介護保険条例をいい、は入手済み

注2. 規則は介護保険条例施行規則をいい、は入手済み、×は制定していない。

注3. 減免は各市町村独自の減免条項が有るか無いかで左、は有り、×は無しを表示、また減免に関する条例が別に制定しているところは右に、制定していないところは右に×。

【荒尾玉名】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
荒尾市	52,800	4,400	1,467			×
玉名市	50,160	4,180	1,050			×
天水町	40,800	3,400	440			×
玉東町	53,880	4,490	1,140			×
横島町	43,200	3,600	600			
岱明町	46,320	3,860	860			×
長洲町	39,600	3,300	400			×
菊水町	58,800	4,900	1,600		×	×
三加和町	46,800	3,900	1,300		×	×
南関町	38,400	3,200	0			×

【鹿本】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
山鹿市	42,240	3,520	920			×
菊鹿町	36,000	3,000	300		×	×
鹿本町	36,400	3,033	166		×	×
鹿北町	42,000	3,500	700		×	×
植木町	43,600	3,633	566		×	
鹿央町	38,880	3,240	260		×	×

市町村合併を考慮し規則は未作成

【菊池】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
菊池市	45,300	3,775	775			
菊陽町	40,800	3,400	400			
大津町	43,800	3,650	890			
合志町	43,200	3,600	700			
西合志町	44,400	3,700	800			
七城町	39,600	3,300	400			×
泗水町	40,800	3,400	400		×	×
旭志村	38,400	3,200	300			

= 準備中

【阿蘇】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
南小国町	35,100	2,925	200			×
阿蘇町	42,360	3,530	680			
一の宮町	42,600	3,550	608			×
小国町	36,700	3,058	425		×	
蘇陽町	43,200	3,600	500			×
高森町	40,800	3,400	600			×
産山村	43,200	3,600	558			×
波野村	38,100	3,175	575			×
白水村	43,200	3,600	700			×
久木野村	47,800	3,983	1,000			×
長陽村	48,500	4,042	1,300			×
西原村	37,920	3,160	160			×

【上益城】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
矢部町	47,760	3,980	600			×
益城町	48,000	4,000	908			×
嘉島町	40,800	3,400	270			×
御船町	44,800	3,733	533			×
甲佐町	44,880	3,740	450			×
清和村	42,960	3,580	60			×

【熊本】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
熊本市	48,000	4,000	750			

【宇城】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
宇土市	42,900	3,575	583			
富合町	48,000	4,000	1,000			×
松橋町	47,700	3,975	1,175			×
豊野町	43,200	3,600	600			×
小川町	42,000	3,500	900			×
砥用町	57,000	4,750	1,524			×
城南町	45,600	3,800	760			×
中央町	54,000	4,500	1,500			
三角町	52,000	4,333	1,533			×

不知火町	40,000	3,333	633			×
------	--------	-------	-----	--	--	---

【天草】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
本渡市	39,600	3,300	408			
牛深市	37,200	3,100	100			×
五和町	46,700	3,892	634			×
大矢野町	43,200	3,600	644			×
松島町	44,724	3,727	677			×
有明町	46,500	3,875	783			×
姫戸町	44,500	3,708	675			×
龍ヶ岳町	45,000	3,750	375			×
御所浦町	41,400	3,450	550			×
倉岳町	37,400	3,117	0			×
栖本町	38,200	3,183	316			×
新和町	47,500	3,958	916			×
天草町	42,600	3,550	325			×
河浦町	46,560	3,880	730			×
苓北町	39,600	3,300	300			×

【八代】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
八代市	45,000	3,750	500			×
千丁町	41,900	3,492	584			×
錦町	48,700	4,058	1,025			×
竜北町	45,600	3,800	583			×
宮原町	45,400	3,783	100			×
東陽村	45,000	3,750	533			×
坂本村	39,500	3,292	409			×
泉村	37,100	3,092	734			×

【芦北水俣】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
水俣市	42,900	3,575	483			
芦北町	42,600	3,550	617			
田浦町	57,000	4,750	1,933			

津奈木町	47,400	3,950	1,042			×
------	--------	-------	-------	--	--	---

【人吉球磨】

市町村名	年額保険料	月額保険料	増減額	条例	規則	減免
人吉市	45,500	3,792	784			×
錦町	43,200	3,600	700			×
多良木町	46,800	3,900	1,100			×
湯前町	40,800	3,400	600			×
水上村	37,200	3,100	360			×
相良村	52,800	4,400	600			×
五木村	34,440	2,870	415			×
山江村	54,000	4,500	1,400			×
球磨村	52,800	4,400	1,100			
あさぎり	45,720	3,810	4月1日発足			×

月額 は 年額を12ヶ月で割った額

あさぎり町の旧町村の増減額は、上村510円、免田町810円、岡原村1,410円、須恵村1,410円、深田村1,090円